

集団検診を実施します

問い合わせ

保健センター ☎ 22-7157

検診日 11月16日(水)～11月19日(土)

※レディース検診日 (16日(水)・18日(金)・19日(土))

子宮頸がん検診を女性医師が担当。

託児あり (要申し込み)。

※歯周疾患検診日 (17日(木)・18日(金))

申込期限 9月30日(金)

検診項目



健診 (検診) の詳細や申込方法は、5月広報と一緒に配布した冊子「竹原市の健康診査のお知らせ」をご覧ください。冊子は、市役所、保健センター、支所、出張所にもあります。(市ホームページからもご覧いただけます。)

検診の種類	対象者	料金	無料対象
特定健診	40歳以上の竹原市国保被保険者	無料	—
	40歳以上の社保等の被扶養者	受診券に記載のある額	
後期高齢者健診	後期高齢者医療制度被保険者	無料	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上 ・竹原市国保被保険者 ・市民税非課税世帯の者 ・生活保護世帯の者
竹原市健診	40歳以上の生活保護世帯の人	無料	
	30歳・35歳の人	2,000円	
胃がん検診	40歳以上	1,200円	
肺がん検診	40歳以上	600円	
大腸がん検診	40歳以上	500円	
前立腺がん検診	50歳以上	700円	
子宮頸がん検診	20歳以上の偶数年齢	無料	
乳がん検診	40歳以上の偶数年齢	無料	
歯周疾患検診	40歳以上	700円	

国保だより

問い合わせ

市民課医療年金係 ☎ 22-7734

●国民健康保険の被保険者証を更新します。

現在お持ちの国民健康保険被保険者証は、9月30日が有効期限となっています。10月1日からの被保険者証 (茶色) は、9月末までにご自宅に郵送します。記載内容を必ず確認してください。

なお、更新手続きは不要です。古い被保険者証は、市役所・支所・出張所に返却するか、各自で責任をもって破棄してください。

●お薬について考えてみましょう！

「お薬の飲み残し (残薬)」はありますか？

Q : 薬の飲み忘れをかりつけ医に伝えないとどうなるの？
A : 医師は、薬を飲んでいることを前提に治療をしています。飲み忘れが原因で症状が改善されなかったにもかかわらず、効いていないと判断され、薬の量が増えた場合、必要以上の薬を飲むことによる身体への影響も心配です。
Q : 「残薬」がある場合はどうしたらいいの？
A : 次回の受診時に「残薬」を持参する、余っている薬の数をチェックするなどして、医師や薬剤師に「残薬」がどれだけあるのかを伝えましょう。
Q : 現在「残薬」はどれくらいあるの？
A : 厚生労働省では、わが国の「残薬」を年間29億円と推計しています。一人ひとりの「残薬」をなくすことが、医療費の節約にもつながります。

お薬手帳を活用していますか？



Q : 「お薬手帳」って何冊持てばいいの？
A : 医療機関ごとに「お薬手帳」を持っている人がいますが、これでは「お薬手帳」の役割が果たせません。「1人1冊のお薬手帳」で、医師や薬剤師が、あなたの情報を共有することにより、ほかの医療機関で処方された薬と重複していないか、併用することで問題となる薬がないかなどを確認できます。

後発医薬品 (ジェネリック医薬品) を知っていますか？

Q : ジェネリック医薬品って？
A : 特許期間が過ぎた先発医薬品の有効成分を使って製造した薬です。開発費が抑えられるため、先発医薬品の2～7割程度の価格のものが多くなっています。ただし、人により先発医薬品の方が適切な場合もありますので、かかりつけ医にご相談ください。

祝100歳！ おめでとうございます



9月19日は敬老の日です。

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に100歳になられる人に、ご長寿のお祝いとして、市長が記念品とお祝い金をお贈りします。

いつまでもお元気で長生きしてくださいね。

ご長寿の秘訣をお聞きしました



山本 ヒサヨ さん
(忠海東町五丁目)

ご長寿の秘訣は？

- 食べること
好きな食べ物はサツマイモです。
- 毎日の散歩
ゆっくり近所を歩きます。
長生きできているのは周りのみんなのおかげです。日々感謝して、いつも「ありがとう」と伝えています。

▼今年度100歳になられるみなさん

氏名	住所
渡邊 百合子 さん	忠海中町三丁目
中田 タマエ さん	吉名町
岡本 フミヨ さん	吉名町
稲吉 初枝 さん	東野町
嵯峨 美津江 さん	塩町二丁目
三好 チエ子 さん	竹原町
山本 ヒサヨ さん	忠海東町五丁目
南 ミサエ さん	東野町
小林 春美 さん	中央二丁目
原谷 ミツヨ さん	西野町
増田 都 さん	下野町
遠山 満子 さん	本町二丁目

このほか4人が100歳になられます。

福祉バスを運行しています

高齢者や、障害者のみなさんの外出支援として「福祉バス」を運行しています。通院、ショッピングセンター、公共施設などへのお出かけにご利用ください。

対象 65歳以上の高齢者

40歳以上で介護認定を受けている人
身体障害者手帳等を所持している人

利用料金 1回100円（介助者は無料）

※利用時には介護保険証または身体障害者手帳等をご提示ください。

運行日 月曜日 吉名コース
火曜日 新庄・田万里コース
水曜日 忠海コース
金曜日 西野・仁賀コース
(平日のみの運行で祝日・年末年始は除く)
コースの時刻表は介護福祉係・支所・出張所にあります。また、市ホームページにも掲載しています。
問い合わせ 健康福祉課介護福祉係 ☎22-7743

公的年金からの 個人住民税特別徴収制度の見直し

問い合わせ

税務課市民税係 ☎22-7732

公的年金からの特別徴収制度の見直しが行われ、平成28年10月以降に実施する特別徴収から次のとおり制度が改正されます。

○仮徴収税額の算定方法の見直し

仮徴収税額（4・6・8月分）を前年度の公的年金に係る年税額の2分の1に相当する額とし、その額を3分割して年金から特別徴収します。

これにより年間の公的年金からの特別徴収税額の平準化が図られます。

公的年金からの特別徴収税額の算定方法

	改正前	改正後
仮徴収税額 (4・6・8月)	前年度の本徴収税額 ÷ 3 (各月とも前年2月と同額)	前年度の年税額 × 1 / 2 ÷ 3
本徴収税額 (10・12・2月)	(年税額 - 仮徴収税額) ÷ 3	

※100円未満の端数は4月分または10月分となります。

○年度途中での転出・税額変更となった場合の特別徴収の継続

公的年金からの特別徴収対象者が他市町へ転出した場合や税額が変更となった場合、特別徴収を停止し、普通徴収に切り替えていましたが、制度改正により一定の要件のもと、特別徴収を継続します。

※本改正は徴収制度の見直しを行うものであり、税負担となる年税額の増減を生じさせるものではありません。

